

第 11 回 二宮町新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項

決定事項

1. 緊急事態宣言の解除後の二宮町の対応について

☞ ○学校再開について

- ・緊急事態宣言解除を受け、6月1日からの町内小中学校における分散登校、学校の対応等の最終確認。
- ・保護者向けの学校再開等のガイドラインの確認。

○公共施設及びイベント事業等について

- ・緊急事態宣言解除後の公共施設の開設、利用方法について県の開設状況などを参考に屋外施設、屋内施設等段階的に開設していくことで確認。また、屋内施設等については、開設基準を次回の会議までに検討することも確認。
- ・イベント事業については、随時、広報等で周知しており、今後の事業については関係団体と調整し方向性を出していくことで確認。
- ・庁内における会議、研修等については、県の方針を踏まえ8月末まで不要、不急のものについては中止または延期。開催を行わざるを得ないものについては感染症拡大予防対策を実施し行うことで確認。

○感染症対策本部の体制について

- ・緊急事態宣言解除に伴い、対策本部としての位置づけは特措法上なくなるが、県の方針も踏まえ、引き続き第2波、第3波に備え、収束の方向性が見えるまでは本部体制を維持することで確認。

2. その他について

- ##### ☞
- ・緊急事態宣言解除に伴う、町民への町長からのメッセージをホームページに掲載することを確認。
 - ・防災行政無線を使用しての、町民への週末の外出自粛要請や次亜塩素酸水の配布についての周知は緊急事態宣言解除に伴い終了とすることで確認。
 - ・次回、本部会議を6月2日（火）政策会議終了後開催で確認。